令和5年業種別署別労働災害発生状況（8月末累計）
（新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く）

沖縄労働局

業種 ＼ 年・署別・局計等	令和5年(8月末累計) 那覇	沖縄	名護	宮古	八重山	局計	令和4年(8月末累計) 那覇	沖縄	名護	宮古	八重山	局計	局計対令和4年比較 増減数(人)	増減率(%)
製造業	63	(1) 38	6	2	1	(1) 110	48	38	10	3	9	108	2	1.9
食料品製造業	36	21	6	1		64	34	22	8		5	69	▽ 5	▽ 7.2
鉱業						0						0	0	-
建設業	48	(3) 48	4	2	8	(3) 110	52	40	15	6	5	118	▽ 8	▽ 6.8
土木工事業	9	8	1	1	4	23	8	4	3	3	1	19	4	21.1
建築工事業	27	(2) 36	2	1	3	(2) 69	42	31	8	2	4	87	▽ 18	▽ 20.7
交通運輸事業	15	5				20	11	2			1	14	6	42.9
陸上貨物運送事業	29	8		(1) 2	3	(1) 42	30	9		1		40	2	5.0
港湾荷役業	2		1	1	1	5			2	2		4	1	25.0
林業	1		1	2		4							4	-
農業、畜産・水産業	4	2	2		4	12	7	2	6	1	1	17	▽ 5	▽ 29.4
第三次産業（運輸を除く）	262	164	37	26	29	518	(1) 206	150	19	21	19	(1) 415	103	24.8
商業	76	47	3	4	5	135	56	48	3	2	3	112	23	20.5
小売業	43	40	3	3	2	91	31	39	2	2	3	77	14	18.2
接客娯楽業	31	32	12	8	12	95	28	19	5	3	7	62	33	53.2
旅館・ホテル	11	10	6	4	4	35	9	10	2	2	4	27	8	29.2
飲食店	14	16	3	2	3	38	13	8	2	1	2	26	12	46.2
保健衛生業	67	45	10	3	5	130	62	43	4	6	6	121	9	7.4
社会福祉施設	43	33	8	2	5	91	40	29	4	4	6	83	8	9.6
ビルメンテナンス業	27	6	2	7	3	45	24	11	3	2		40	5	12.5
その他の業種	61	34	10	4	4	113	(1) 36	29	4	8	3	(1) 80	33	41.3
全産業	(0) 424	(4) 265	(0) 51	(1) 35	(0) 46	(5) 821	(1) 354	(0) 241	(0) 52	(0) 34	(0) 35	(1) 716	105	14.7

（注）1. 労働者死傷病報告により作成したもの。
2. 被災者数の枠の左側（ ）は死亡者数で内数。
3. 「▽」は減少を示す。
4. 交通運輸事業は、鉄道・軌道・水運・航空業、道路旅客運送業を示す。
5. 陸上貨物運送事業は、道路貨物運送業、その他の運輸交通業及び港湾荷役業を除く貨物取扱業を示す。
6. その他の業種は、金融広告業、映画・演劇業、通信業、教育研究、清掃・と畜（ﾋﾞﾙﾒﾝ除く）、官公署、その他の事業を示す。

令和5年死亡災害発生状況（8月末累計）

沖縄労働局

番号	所轄署	事故の型	起因物	業種別	発生時期	年齢	労働者数（規模別）	発生状況
1	沖縄	はさまれ・巻き込まれ	建築物、構築物	機械器具設置工事業	1月上旬	30歳台	1～9	機械式駐車場の設置工事において昇降モーターの駆動チェーンの調整作業を行っていたところ、駆動チェーンが歯車から外れパレットが落下し、歩廊にまたがって別作業をおこなっていた被災者が挟まれたもの。
2	沖縄	崩壊・倒壊	移動式クレーン	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	1月下旬	50歳台	1～9	移動式クレーン(トラック積載型クレーン)を使用してつり上げ作業を行っていたところ、移動式クレーンの旋回体の根元部分が破断したことによりジブが倒壊し、被災者を直撃したもの。
3	沖縄	激突され	解体用機械	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	2月中旬	20歳台	1～9	解体用ニプラを装着した車両系建設機械で、スリングを通した足場板をニプラに引っかけて吊り上げ、積載型トラッククレーンに荷卸しをしようとしていたところ、車両系建設機械が転倒し、機械とトラックとの間に被災者がはさまれたもの。
4	宮古	はさまれ・巻き込まれ	フォークリフト	一般港湾運送業	6月下旬	60歳台以上	30～49	フォークリフトを使用してトレーラーからコンテナの荷卸し作業を行っていたところ、フォークリフトの後方にいた労働者が、後進したフォークリフトに巻き込まれて被災したもの。
5	沖縄	崩壊・倒壊	石、砂、砂利	その他の土石製品製造業	6月下旬	40歳台	1～9	被災者が鉄製アングルに立てかけられた石板(重量約300kg/枚)を重機により持ち上げるため、吊り上げ用クランプを固定する作業の際、鉄製アングルが破損し、石板約35枚が被災者の上に倒れ、はさまれたもの。

※労働者死傷病報告による。統計情報は今後の調査により修正される場合があります。

事業主の皆さまへ

「労働保険」とは、労災保険（労働者災害補償保険）と雇用保険の総称です。
このリーフレットで、貴事業場について労働保険の成立手続義務の有無などをご確認の上、
まずは、所轄の都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所（ハローワーク）へご相談ください。

労災保険
労働者が仕事（業務）や通勤が原因で負傷した場合、病気になった場合や不幸にもお亡くなりになった場合に、被災労働者やご遺族を保護するための給付等を行っています。

雇用保険
労働者が失業した場合や育児・介護のため休業した場合、また、自ら教育訓練を受けた場合に、生活・雇用の安定と就職の促進を図るための給付等を行っています。

成立手続義務のある事業場

正社員、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、
労働者を1人でも雇っている事業場は強制適用事業であり、成立手続を行う義務があります。

※さん支援の労働者を使用する個人経営の農林水産の事業については、強制適用事業場から除外されています。
※特別加入中小の事業者でも、事外生活のための労災保険に加入することができます（任意加入制度）。

労働者とは？
労働者とは、正社員、パート、アルバイトなどと名称や雇用形態にかかわらず、労働に対して賃金が支払われる者をいいます。
労災保険は、短時間労働者（パート、アルバイト等）を含むすべての労働者が対象となります。雇用保険は、労働時間等一定の要件を満たす者は短時間労働者も対象となります。
※法人の役員、同族の親族等は一定の場合を除き労災保険、雇用保険の対象となりません。

成立手続を怠っていると？

1 遡って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します。
労働局、労働基準監督署又はハローワークから指導を受けたにもかかわらず、労働保険の成立手続を行わない事業主に対しては、政府が職権により成立手続を行い、労働保険料額を決定します。その際、労働保険料は手続を行っていなかった過去の期間についても遡って徴収することになり、併せて、追徴金も徴収します。また、労働保険料や追徴金を支払わない場合には、滞納者の財産について差押え等の処分を行います。

2 労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部を徴収します。
事業主が、故意又は重大な過失により労災保険の成立手続を行わない、いわゆる未手続の期間中に生じた事故について労災保険給付を行った場合は、労働基準法の規定による災害補償の徴収の範囲で、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収します。

3 事業主の方のための助成金が受けられません。
雇用調整助成金（休業等によって雇用維持を図る事業主に助成）や、特定求職者雇用開発助成金（高年齢者や障害者など、就職が特に困難な者を新い入れる事業主に助成）などの、事業主のための雇用関係助成金については、労働保険料の滞納がある場合、受給できない場合があります。

電子申請での手続、口座振替納付が便利。
電子申請での手続をご利用いただくと、行政機関に出向くことなく、自宅やオフィスでいつでも申請等の手続をすることができます。
電子申請ホームページ
労働保険の正式一括納付は、口座振替によりご利用いただくことが可能です。
口座振替でご利用いただくためには、口座振替申込書に3年以内有効な、口座を開設されている金融機関の窓口にご提出ください。
詳しくは、厚生労働省ホームページで「労働保険料等の口座振替納付」と検索してください。
口座振替ホームページ

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所・(一社)全国労働保険事務組合連合会・全国社会保険労務士会連合会